

情 郵 審 第 * 号
令 和 4 年 3 月 28 日

総 務 大 臣
金 子 恭 之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 昇

印

答 申 書

令和4年1月14日付け諮問第3148号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること（考え方2）。

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方
－令和4年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和4年1月15日(土)～同年2月14日(月)(案件番号: 145209864)
再意見募集期間: 令和4年2月17日(木)～同年3月2日(水)(案件番号: 145209885)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 6件(法人等: 4件、個人: 2件)

再意見提出者 12件(法人等: 9件、個人: 3件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人C
2	個人B	個人A
3	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	個人B
4	ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
5	楽天モバイル株式会社	東日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社	西日本電信電話株式会社
7		ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
8		株式会社オプテージ

9		一般社団法人IPOE協議会
10		EditNet株式会社
11		楽天モバイル株式会社
12		ソフトバンク株式会社

1 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● NTT東西のシェアアクセス1芯あたり契約数の実績及び接続料の算定期間における見込値について、接続への参入判断や、卸料金の妥当性やNTT東日本・西日本の投資判断の適正性の確認において有用な情報であり、継続して開示すべき。</p>	<p>再意見1</p> <p>■ 接続事業者や当社における1契約あたりのサービス原価やサービススペックが類推可能となる重要な経営情報であり、接続事業者や当社の営業活動や経営に対する甚大な影響があるため、開示すべきではない。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。)のシェアアクセス1芯当たり契約数の実績及び算定期間における見込値については開示*が行われていましたが、令和2年度の加入光ファイバの将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請、及び令和3年度、令和4年度の加入光ファイバの乖離額調整に係る認可申請においては、当該情報が開示されていません。</p> <p>○ 令和3年3月 27 日付けで公告された接続約款の変更案等に関する意見募集(以下、「令和3年度の接続料改定等に関する意見募集」といいます。)において総務省殿は次のような考えを示されているところですが、当該情報は、NTT東西殿の加入光</p>	<p>○ 1芯あたり契約数は、以下のとおり、接続事業者様や当社における1契約あたりのサービス原価やサービススペックが類推可能となる重要な経営情報であり、接続事業者様や当社の営業活動や経営に対する甚大な影響があるため、開示すべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社の芯線を使用していない電力系事業者様等が、加入光ファイバの1契約あたりのサービス原価を把握可能であり、当社芯線を利用する接続事業者様及び当社利用部門が、競争上、大きな不利益を被ること。 ✓ 当社の芯線を使用している接続事業者様、自らの契約数・利用芯線数を基に当社利用部門の1芯あたり契約数を類推することで、当社の加入光ファイバの1契約あたり 	<p>○ シェアアクセス1芯当たりの契約数の開示について、総務省において、NTT東日本・西日本と調整・検討を行った結果、過去に開示したことはあったものの、当該契約数は両社及び接続事業者の重要な経営情報に当たするため、開示が困難である旨の回答があったものと承知しており、当該契約者数は開示にならない情報と考えられます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ファイバ(シェアドアクセス方式)を用いてFTTHサービスを展開する事業者や光サービス卸を用いたサービスを展開する事業者にとっては、接続への参入判断や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、NTT東西殿による投資判断の適正性を確認するためにも有効であるため、今後も継続して実績、及び見込値を開示すべきと考えます。</p> <p>【令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における総務省殿考え方】</p> <p>○ 当該情報については設備の利用状況や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、また、シェアドアクセスの接続を利用する事業者からも開示の要望がある点等を踏まえると、今後、どのような情報を開示すべきかについて、総務省においてNTT東日本・西日本と調整を行った上で検討し、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます</p> <p>*平成28年5月18日申請概要資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/00042127</p>	<p>のサービス原価を把握可能であり、当社が競争上、大きな不利益を被ること。</p> <p>✓ 当社の芯線を使用していない電力系事業者様等が、加入光ファイバの1契約あたりの実効帯域を類推し、サービススペックを把握することが可能となり、当社芯線を利用する接続事業者様及び当社利用部門が、競争上、大きな不利益を被ること。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 一方で、接続料の適正性の確保を図る観点から、当該契約数を向上させるための取組として、NTT東日本・西日本においては、光配線区画の見直しを従前から行っているものと承知しており、総務省においては引き続き、当該取組の実施状況を注視することが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
0.pdf (ソフトバンク株式会社)			
意見2 ● 加入光ファイバ接続料の算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に、耐用年数の見直し状況について総務省が検証し、その結果を一般公表した上で、接続料の算定時に適用されている耐用年数と検証結果に乖離がある場合は、速やかに接続料を見直すべき。	再意見2 ■ 光ファイバの耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的とするのではなく、適正な決算を行うという財務会計上の観点から行うもの。 ■ 今後、現行の接続料の算定期間が終了しようとする時期に改めて検証し、次期接続料の認可申請までに検証結果を総務省に報告する。 ■ 詳細なデータ等は基本的に一般公表できないものの、可能な限り公表する。 ● 賛同意見(1者)	考え方2	
○ 令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一	○ 光ファイバの耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。 ○ 今後については、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書を踏まえて、現行の算定期間が終了しようとする時期において、財務会計の観点から改めて光ファイバの耐用年数を検証し、次期接続料の認可申請までに検証結果を総務省に報告する考えです。 ○ なお、詳細なデータ等は当社の経営情報にあた	○ 光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。 ○ 総務省においては、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>一般公表することが適当」との記載があるように、少なくとも複数年度の算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に検証を行い、その結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>ることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、総務省に報告した内容のうち、一般公表可能な内容については、可能な限り公表する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ボトルネック設備であるNTT東・西の加入光ファイバについては、今後も5GやIoT等の大量トラフィックを支える通信インフラとしての重要性がより高まると認識しており、更なる接続料の低廉化が求められます。2021年5月28日の郵政行政審議会答申書においても、総務省より「加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との考え方が示されております。そのため、左記の意見のとおり、NTT東・西の加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了する2022年度におい</p>	<p>点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供も受けて検証することが適当と考えます。</p> <p>○ 現在の加入光ファイバ接続料の算定期間が令和4年度に終了することから、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <p>○ なお、総務省においては、その報告を踏まえた検証結果をできる限り一般公表することが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>て、光ファイバの耐用年数に最新のデータ、検証結果が反映されているかを総務省において検証し、その結果について認可申請時に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は接続料金を速やかに見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は依然として大きく、自己資本比率も高い水準で推移していることから、景気の良化により自己資本利益率が増加した場合、報酬額・接続料が大きく上昇することが懸念されるため、様々な視点から報酬の在り方について包括的に議論すべき。 ● 「光ケーブルの未利用芯線」について、今年度の調査では調査対象が追加されておらず、現在の取組が実態把握の強化として十分とする理由の説明もされていない。 ● 当該調査で得られる情報は、議論の基礎となる情報であり、その調査対象範囲や取得方法などの妥当性は極めて重要であることから、実態把握の強化に向けた取組の妥当性の説明及び実態把握の強化に向けた追加の取り組みがなされるべき。 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬は、電気通信設備の構築・維持・運営や、役務や機能の安定的な提供のための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきもの。 ■ 報酬の構成比の上昇の要因は、設備管理運営費が大幅に減少したことであり、それ自体に問題はない。また、自己資本比率の水準は、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではない。 ■ ケーブルの芯線使用率に係る実態把握の強化については、時系列での蓄積は引き続き進めていく考えだが、サンプルビルの拡大については、今後の状況に鑑みて総合的に判断する必要がある。 ● 仮に未利用芯線をレートベースから除外すると、NTT東日本・西日本以外の自己 	<p>考え方3</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>設置事業者における投資インセンティブが減退し、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があることから、光ファイバケーブルの未利用芯線の取扱に関する議論については、多角的かつ慎重に検討することが必要。</p>		
<p>○ 令和2年度(FY20)実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度の加入光ファイバ将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請の予測値と比べて報酬の実績値は減少したものの、〈参考1〉にあるように依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、また、NTT東西殿の自己資本比率も高い水準で推移しており、景気の良化などで自己資本利益率が上昇すれば、報酬額・接続料が大きく上昇することも懸念される状況です。</p> <p>○ こうした状況に鑑みれば、令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>①「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が</p>	<p>○ 接続料原価に見込んである報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものと考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価において、資本コスト(報酬)の構成比が高まっている主な要因は以下のとおり設備管理運営費が大幅に減少してきたこと等であり、それ自体に問題のあるものではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 果断の効率化努力により費用削減を進めてきたこと ✓ 償却方法の定額法への移行や耐用年数の見直しといった会計制度変更により、各年度の減価償却費が大きく減少したこと ✓ 会計制度変更により減価償却費が減少したこととのトレードオフで、レートベースの 	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバの接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、今後の報酬額の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバの未利用芯線について、総務省においては、NTT東日本・西日本から加入光ケーブル資産に関するデータ及び評価分析結果の提供を今後も定期的に受け、それを基に検証する</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>研究会でなされ未利用芯線の情報が蓄積されつつあること。</p> <p>②「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は78.5%、NTT西日本殿における自己資本</p>	<p>基となる正味固定資産価額が減少しづらくなったこと</p> <p>○ 資本コストの算定方法に関し、①～③の各項目についての考えは、以下のとおりです。</p> <p>①加入光ファイバに係る投資の適正性については、現在、接続料の算定等に関する研究会において、光ケーブルの芯線使用率に関する時系列のデータを蓄積することにより、その合理性に関する検証を継続しているところです。</p> <p>②資本構成比の算定方法については、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において「総務省において参考とすることが適当」とされた後、接続料の算定等に関する研究会における議論を経たうえで、第一次報告書の中で『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮</p>	<p>ことが適当と考えます。また、関連データ等については、できる限り一般公表されることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、更なるサンプル数の増加を検討するなどの実体把握の強化に向けた取り組みについては、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>比率は54.3%と他業界に比し著しく高い状況にあることから、例えば固定値や上限を設ける事に対する是非について。</p> <p>○ なお、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論については、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実体把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」とされています。しかし、実態把握の強化に向けた取り組みが実施されたのは、第43回研究会(令和3年4月13日)において、架空光ケーブルの調査対象として八戸三沢ビル・金沢松任ビルが追加されたことにとどまり、今年度のNTT東西殿による光ケーブルの未利用芯線の調査結果では調査対象の追加がありませんでした。第29回研究会(令和2年1月30日)で弊社が主張した95%の信頼係数を担保するためのサンプル数である約400局とも大きく乖離しており、現在の取り組み状況が実体把握の強化として十分とする理由</p>	<p>することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある</p> <p>との整理が図られたため、既に接続料算定に織り込んで算定しているものです。</p> <p>③接続料算定に用いる諸比率については、設備運営の実態を踏まえたコスト回収を行うため、レートベースの基となる固定資産価額と同様に実績を用いています。</p> <p>○ なお、当社の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。</p> <p>○ また、光ケーブルの芯線使用率の実態把握に係るサンプルビルの拡大については、調査には現場を含め稼働やコストがかかる一方、調査対象ビルの追加によって統計的な信頼性が担保されるものではないことから、現時点で直ちにサンプルビルの拡大を行う予定はありませんが、今後、追加の範囲や必要性等について具体的な議論が行われた</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の説明もなされていません。</p> <p>○ 当該調査によって得られる情報は、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論の基礎となる情報であり、その調査対象範囲や取得方法などの妥当性は極めて重要であることから、実態把握の強化に向けた取り組みの妥当性の説明及び実態把握の強化に向けた追加の取り組みがなされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>場合は、その内容等を踏まえ、総合的に判断していく考えです。</p> <p>○ 当社としては、時系列データを蓄積し、投資の合理性に関する検証を継続していただくことが重要と考えており、今後も適切に対応していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論について、以下のような点を踏まえて多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <p>○ 未利用芯線は新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。</p> <p>○ また光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空き芯不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>築・運用コスト全体の抑制を目指して設備構築することになります</p> <p>○ また未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを実際に負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>		
<p>意見4</p> <p>● 加入光ファイバの接続料について、予見性確保の観点から、将来原価方式による算定が引き続き有効。ただし、予測と実績の乖離を調整することを前提に運用されることが望ましい。</p>	<p>再意見4</p> <p>■ 令和5年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法については、今後検討。</p> <p>■ 将来原価方式による算定を行う場合は、乖離額調整を前提とすべき。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 加入光ファイバの需要は今後も伸びることが予想されるため、その接続料については、予見性を確保する観点から、実際に構築される設備に係るコ</p>	<p>○ 令和5年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法については今後検討していきますが、将来原価方式による算定を行う場合は、接続</p>	<p>○ 令和5年度以降に適用される加入光ファイバの接続料の算定方法については、今後</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ストに基づいた将来原価方式による算定が引き続き有効であると考えます。ただし、予測と実績の差を調整することを前提に運用されることが望ましいと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>料は設備を利用する事業者様が実際にかかったコストを応分に負担することが原則であること等から、乖離額調整を前提とすべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>NTT東日本・西日本において検討を進めるとともに、総務省においては、接続約款の認可プロセス等を通じて、その適正性を確認することが適切と考えます。</p> <p>○ なお、第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号に基づく将来原価方式により算定を行う場合には、原則として、同規則第12条の2第1号に基づき、調整額は0とされており、乖離額調整が必要と認められる場合には、本申請と同様、NTT東日本・西日本において、同規則第3条に基づく許可申請を行うことが適切と考えます。</p>	
<p>意見5 ● 加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、</p>	<p>再意見5 ■ これまでも、コスト・投資の効率化を進め、接続</p>	<p>考え方5</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>その接続料の低廉化の必要性は更に増しており、NTT東日本・西日本においては、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施するよう要望。</p> <p>● コスト削減・効率化の確実かつ継続した実施を促すため、2023年度以降も、費用や投資の効率化の実施内容やその効果等に関するNTT東日本・西日本から総務省への報告を継続し、総務省において状況の注視や検証を実施する必要がある。</p>	<p>料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところ。引き続き、企業としての当然の経営努力として、効率化及び費用削減に努める。</p> <p>■ 加入光ファイバに係る効率化及び費用削減に関する取り組みとその効果については、今後も継続して総務省へ報告する。</p> <p>● ソフトバンクの意見に賛同(2者)</p> <p>● KDDIの意見に賛同(1者)</p>		
<p>○ 光ファイバの費用削減等に係る取り組みの報告について</p> <p>○ 2022年1月21日実施の接続約款変更の認可申請に関する説明会において、NTT東・西より「光ファイバの効率化施策は出し尽くしたため、今後の大幅なコスト削減の見込みがない」という旨の説明がございました。</p> <p>○ 光ファイバについては、今後の5G通信ネットワークの構築や光ブロードバンドサービス展開における通信インフラとしての重要性がますます高まっており、ボトルネック設備であるNTT東・西の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増している状況であることから、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施いただくよう要望いたします。</p>	<p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>○ 加入光ファイバの費用は、当社が7割以上を負担するものでもあり、株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、引き続き効率化及び費用削減に努める考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化及び費用削減に関する取り組みとその効果については、今後も継続して総務省へ報告する考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における本審議会の答申^{*1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{*2}を受けて、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ また、総務省要請に基づき、NTT東・西においては2020年度から2022年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告を実施することとなっておりますが、NTT東・西に対しコスト削減・効率化の確実かつ継続した実施を促すため、2023年度以降も同様の報告を継続し、適切な効率化・費用削減が実施されているかを検証する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバの令和3年度、令和4年度の適用接続料に関しては、新型コロナウイルス蔓延の影響による自己資本利益率の減少が主要因と認識しています。</p> <p>○ 一方でNTT東西殿が開示している算定根拠資料上の端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和元年度の指定設備管理運営費の実績と比べ、令和2年度の実績はNTT東西殿双方で上昇傾向です。加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、それに伴いコストが増加することも想定されますが、</p>	<p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところ です。</p> <p>○ 加入光ファイバの費用は、当社が8割以上を負担するものでもあり、株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、引き続き効率化及び費用削減に努める考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化及び費用削減に関する取り組みとその効果については、今後も継続して総務省へ報告する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT 東・西に加入光ファイバの費用削減・効率化等の確実かつ継続した対応をいただくため、総務省においては、報告対象期間が終了した2023年度以降も、NTT東・西に対して各年度の費用や投資の効率化の実施内容、効果等についての報告の要請を行い、取り組み状況を注視されることを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>告されることとなっているものと承知しております。</p> <p>○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバは、接続事業者にとって不可欠性を有することから、NTT東日本・西日本においては、引き続き効率化及び費用削減に努めるとともに、総務省においては、当該報告を通じてNTT東日本・西日本の取組を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適切と考えます。</p> <p>○ なお、費用のうち、労務費単金や管理費といった人件費は、今後上昇していくことが予想されることから、来年度以降の当該報告においては、電気通信事業会計規則に定める施設保全費、共通</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>NTT東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された以下取り組みは、一定程度NTT東西殿のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられるため、総務省殿においてはNTT東西殿に対し、令和4年度以降も当該取り組みを実施するよう要請いただき、状況を注視いただきたいと考えます。</p> <p>【現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された取り組み】</p> <p>○ 各年度の費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告すること (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 今後とも NTT 東西殿に対して、更なる接続料の低減に向けた効率化及びコスト削減等の対応努力を要望する点について賛同いたします。 (楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿(以下、「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>○ KDDI 殿の意見にもあるとおり、今後の 5G、beyond 5G 構築や光ブロードバンドサービスの拡大に鑑みると、光ファイバの重要性はますます高まり、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増します。</p> <p>○ NTT 東西殿においては、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施いただくとともに、総務省殿においては、2023 年度以降も、NTT 東西殿に対して、費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告するよう要請のうえ、状況を注視いただきたいと考えます。</p>	<p>費、管理費、減価償却費、固定資産除却費といった業務区分毎の費目を用いて、費用の内訳を分類する等した上で、各項目の削減・効率化の程度が可視化されるような形で、報告することが適当と考えます。</p> <p>※1 令和3年5月28日付け情郵審第24号</p> <p>※2 令和3年5月28日総基料第124号</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	(ソフトバンク株式会社)		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光信号引込線等設備に係る維持負担額は、利用者の解約後に残置する引込線に対して発生するものの、接続事業者は、解約後の利用者から回収することができない。 ● 残置回線の増加により、接続事業者の負担総額は年々増加しているため、加入光ファイバ接続料の更なる低廉化が必要。 ● このため、引込線転用スキームの早期実現が重要であるが、さらに、引込等設備に関する接続料の在り方についても今後検討する必要がある。 ▲ NTT東日本・西日本と、それら以外の事業者間での、契約変更における引込線の転用を迅速に実現すべき。 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光信号引込線等設備の利用中止にあたり、引込線を撤去するか維持するかについては、接続事業者が利用者調整の上、選択しているもの。 ■ 引込線を維持する場合には、維持負担額として、必要なコストを適正な方法で接続事業者が負担している。 ● KDDIの意見に賛同(1者) 	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について ○ 引込等設備に係る維持負担額は、お客様解約後に残置する引込線に対して発生する維持費用であるものの、接続事業者は解約後の利用者から回収できない接続料となります。 ○ これまでの経緯として、お客様による弊社サービス解約時においては、再利用のケースを想定し、引込線を撤去せず残置しておりましたが、フレッツ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号引込線等設備の利用中止の申し出に際し、引込線を撤去するか、維持するかは利用者調整の上、接続事業者様に選択いただいているところです。 ○ その上で引込線維持を選択された場合には、引込線等設備に係る維持負担額として、必要なコストを適正な方法で負担していただいているものと認識しています。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる残置回線の増加に伴い、接続事業者が負担する、当該回線に係る「光信号引込等設備の維持等に係る負担額」の総額も増加している旨の御意見につきましては、現在、その実現に向けて事業者間協議が実施されている、接続事業者と光コラボ 	<p>無</p>

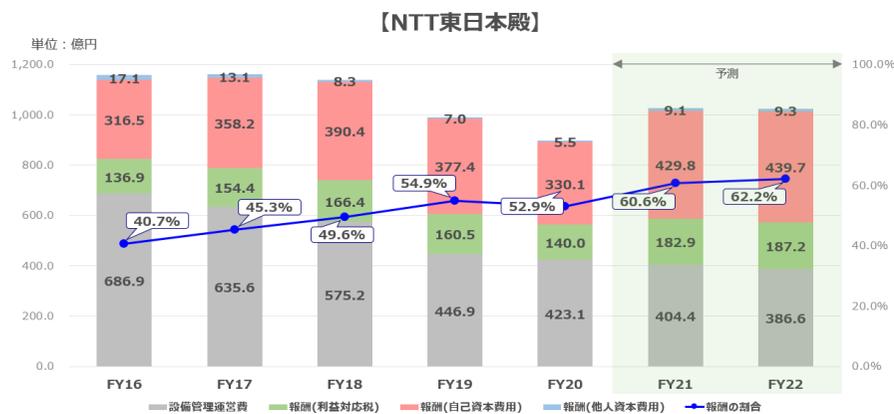
意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>光卸であるコラボ光サービスが開始されたこと等により、接続事業者の残置回線を流用・転用できないサービス変更ケースが増加したことから、残置回線は増え続けている状況です。</p> <p>○ また、「競争ルールの検証に関するWG」の議論の結果、スイッチングコスト低減によりFTTH市場の流動性が高まることが予想され、それに伴い引込等設備である残置回線数が今後もさらに増えてしまうことにより、シェアドアクセスにおける接続事業者への影響が大きくなると考えております。</p> <p>○ 引込等設備の維持負担額はNTT東日本においては▲7円、NTT西日本においては▲3円と下がっているものの、弊社においては現に接続料の改定率を超える残置回線の増加により、負担総額も年々増加しているため、接続料の更なる低廉化が必要な状況です。</p> <p>○ 現在事業者間で協議を実施している引込線転用スキームについては、早期実現が重要であると考えておりますが、上記課題を踏まえ、引込等設備に関する接続料の在り方についても今後検討する必要があると考えております。</p>	<p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について、どのような在り方が望ましいものであるかについて検討が必要と考えます。また、「競争ルールの検証に関する WG」の議論に関連して、現在行われている事業者協議には弊社も参加しており、開通納期の短縮にもつながる可能性がある引込線転用についての早期実現が重要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>事業者間の引込線転用による工事削減のスキームが、当該総額の緩和にも資するものと考えられることから、当該スキームが早期に実現されることが重要と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、その状況も注視しつつ、必要に応じて、引込線設備等の維持負担に関する接続料のあり方を検討することが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>(KDDI株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光回線のNTT東西→NTT以外、NTT以外→NTT東西における契約変更において引込線転用を迅速にかつなるべく前倒しで提供できるようにすべきではないでしょうか？ ○ 光回線サービスに不満があり、解約後に別のサービスに乗り換えるのが手軽になれば劣悪なサービスを提供する不良事業者の淘汰になりかえって通信サービスの質向上になる。 ○ また、引込線転用が進めば利用されず維持管理費用がかさむ問題が解消され、光信号分岐端末回線及び光屋内配線の利用率向上及び原価償却が進み1芯線あたり2ユーザという低収容率の場合のシェアドアクセス方式に係る接続料の低減化に寄与する。 <p>残置後の設備再利用が進まず？「auひかりホーム」設備撤去義務化&値上げ 背景に迫る https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1803/15/news101.html FTTH工事における事業者間連携による工事削減</p>			

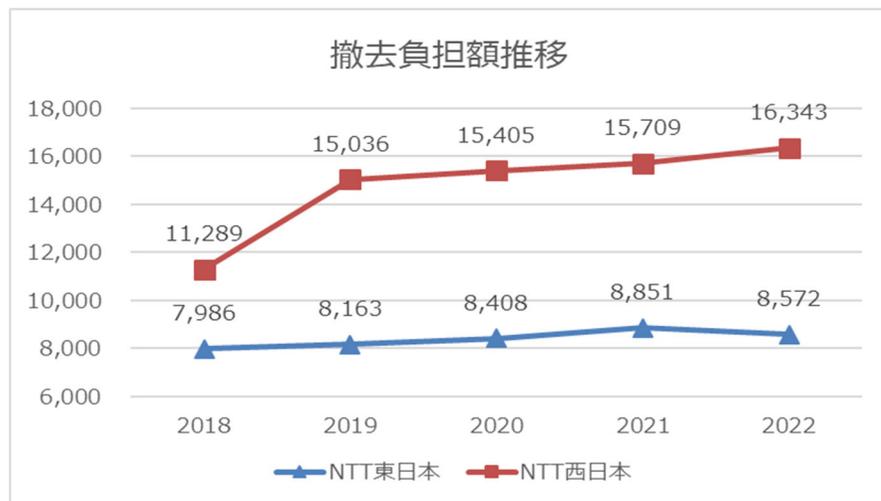
意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の検討状況</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000754095.pdf</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光信号引込線等設備の撤去に係る負担額は直近5年間で増加傾向にある。 ● 利用者に請求できる撤去工事費に関する、消費者保護のための新たなルールが制定されたことで、撤去に要した費用を全額請求できないケースが増加する見込みであり、今後も撤去負担額の増加傾向が継続する場合、接続事業者に大きな影響がある。 ● NTT東西において継続したコスト削減・効率化施策等の対応を実施するとともに、その効果の注視と正当性の検証を総務省に要望する。 	<p>再意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光信号引込線等設備の利用中止にあたり、引込線を撤去するか維持するかについては、接続事業者が利用者と調整の上、選択しているもの。 ■ 引込線を撤去する場合には、撤去に係る負担額として、必要なコストを適正な方法で接続事業者が負担している。 ■ 接続料は、設備の貸し出しに際して実際に発生した費用を接続事業者が負担するものであり、その方法と利用者料金への織り込み方法は関係がない。 ■ 引き続き効率化及び費用削減に努める。 ● KDDIの意見のうち、効率化及び費用削減を求める点について賛同(1者) 	<p>考え方7</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額について ○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額(以下、「撤去負担額」という。)は、直近5年間において概ね増加傾向(図1参照)にあり、2018年度単金と比 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号引込線等設備の利用中止の申し出に際し、引込線を撤去するか、維持するかは利用者と調整の上、接続事業者様に選択いただいているところ。 ○ その上で引込線撤去を選択された場合には、光 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「光信号引込等設備の撤去に係る負担額」については、NTT東日本・西日本において、引き続き効率化及び費用削減の取組を進めるとも 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>較すると、NTT東日本においては+586円、NTT西日本においては+5,054円となっております。</p> <p>○ 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、事業者が利用者へ請求できる撤去工事費に関する新たなルールが制定され、実際に撤去に要した費用を全額請求することができないケースが増加する見込みであることから、今後も撤去負担額が増加していく場合、接続事業者にとって大きな影響がございます。</p> <p>○ NTT東・西においては、継続したコスト削減・効率化施策等の対応を実施し、総務省においてはその効果の注視と正当性を検証いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>信号引込等設備の撤去に係る負担額として、必要なコストを適正な方法で負担していただいているものと認識しています。</p> <p>○ また、接続料は設備の貸し出しに際し、実際に発生した費用を接続事業者様にご負担いただくものであり、接続料の負担方法と利用者料金への織り込み方法は関係がないものと考えます。</p> <p>○ なお、費用の大宗を負担するのは当社であり、当社としても引き続き効率化及び費用削減に努める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今後ともNTT東西殿に対して、更なる接続料の低減に向けた効率化及びコスト削減等の対応努力を要望する点について賛同いたします。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>に、総務省においては、その取組を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、「消費者保護ルールのあり方に関する検討会」での議論を踏まえて令和4年2月22日に改正・公布された電気通信事業法施行規則では、消費者保護の充実という趣旨でスイッチングコスト低減を図っているものと承知しています。</p> <p>○ また、同規定は解約時に一括して工事費を請求することを原則禁止しているに過ぎず、必ずしも所要費用全額を回収することを禁じているわけではないと承知しています。</p>	

意見3 <参考1> (ソフトバンク株式会社)
 加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合*



意見5 <図1> (KDDI株式会社)



2 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続事業者の予見性を高める観点から、NTT東日本・西日本において、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や、変動要因を把握した場合には、早期に情報開示することを要望。 ● 例年10月末に行われる速報値開示の際に、接続料変動の原因や報酬に関する情報を開示することを要望。 	<p>再意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続事業者の予見性確保の観点から、資本コストの算出に係る各種比率について、再計算報告に用いた値を可能な限り毎年度10月末に開示する。 	<p>考え方8</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続事業者の予見性を高める観点から、NTT 東西殿において接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、可及的速やかに接続事業者に対して情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行っていただきたいと考えます。 ○ 例えば、例年 10 月末開示の速報値開示の際に、例年認可申請時に実施される接続料変動の原因の開示や報酬に関する情報も開示いただくことが考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己資本利益率等、資本コストの算出に係る各種比率について、いただいたご意見も踏まえ、再計算報告に用いた数値を、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取り組みとして、接続事業者様における予見性確保の観点から開示する考えです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本において、再計算報告に用いた数値を、可能な限り毎年度10月末に開示する考えが示されており、総務省においては、この取組を注視することが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
(ソフトバンク株式会社)			
<p>意見9</p> <p>● ドライカップ回線の需要の減少が見込まれることから、利用見込みのない資産について、NTT東日本・西日本において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべき。</p>	<p>再意見9</p> <p>■ 引き続き費用削減及び効率化に努める。</p> <p>■ ドライカップの設備管理運営費は、必ずしも需要の減少に連動して減少するものではない。</p> <p>■ メタルケーブルの減損処理については、財務会計の適正化の観点から、必要に応じて対応を進めていく。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 平成 30 年以降、NTT 東西殿によるドライカップの減損処理は実施されておりましたが、令和 3 年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、ドライカップ回線の需要は引続き減少していくことが見込まれることから、利用見込みが無くなった資産については NTT 東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ ドライカップの費用は、当社が9割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。</p> <p>○ ドライカップの設備管理運営費について、需要の減少傾向は継続すると想定されますが、ケーブル単位で保守を実施するため、必ずしも需要の減少に連動して設備管理運営費が減少するものではありません。</p> <p>○ なお、今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見10</p> <p>● NTT東西において、作業単金の低廉化につながる</p>	<p>再意見10</p> <p>■ 引き続き費用削減及び効率化に努める。</p>	<p>考え方10</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
よう、作業効率化等を検討するよう要望。			
○ NTT東西殿の作業単金は長らく大きな料金の変動がありません。作業単金は労務費が占める割合も大きいですが、NTT東西殿においては、作業効率化等により作業単金の低廉化につながるようご検討いただきたいと思います。 (ソフトバンク株式会社)	○ 費用の大宗を負担するのは当社であり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ NTT東日本・西日本において、引き続き効率化及び費用削減の取組を進めるとともに、総務省においては、その取組を注視することが適当と考えます。	無

3 その他

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見11 ● 今回更改するIPoEのゲートウェイルータについては、更改を機に、当面の措置としての網改造料に準ずる扱いを終了し、他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべき。 ● 既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、公正競争や制度面において大きな問題。 ● 利用中止費がポートで按分されるとすると、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は、利用期間に比して高い利用中止費を支払うことになる。	再意見11 ■ 関門系ルータ交換機能の接続料算定方法については、関係団体と協議を行ったものの、事業者及び団体によって見解の相違があることに加え、利用中止費の現行の算定方法は、費用の発生の様態に応じた負担となる点で接続料の原則に照らしても適切であることから、算定方法の見直しを行う状況にはないと考えており、今回の認可申請においても、附則第6項に基づく許可申請を行った。 ■ 直近3年間においても複数の接続事業者が新たにIPoE接続を開始していることも踏まえれば、現行の接続料の算定方法が新規参入の障壁となるとの指	考え方11	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平。現行の経過措置は新規参入の障壁になるだけでなく、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはならない。</p>	<p>摘は当たらない。</p> <p>■ 今後も継続して協議を実施し、要望内容の把握を行うとともに、事業者間の合意が整えば、必要な対応を行っていく。</p> <p>● 利用中止費の算定方法は、必ずしもポート数に応じた利用中止費の発生が確定しているわけではなく、全接続事業者の合意の上、NTT東西との協議をもって決定されていることに留意すべき。</p> <p>● 接続事業者が経済合理性に基づいた判断で合意ができる状況であり、新規参入事業者にとってもその状況に変わりはない。</p> <p>● 賛同意見(1者)</p>		
<p>○ IPoEのゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められています(接続料規則平成30年2月26日附則6項)、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回更改するIPoEのゲートウェイルータについては更改を機に当面の措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>○ なお、既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続</p>	<p>○ 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)(以下、GWRといいます)は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したものです。当該機能の利用が開始されたときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者様に個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者様への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可をいただいていたところ です。</p> <p>○ 2021年度に適用する接続料の認可にあたり、</p>	<p>○ 本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行していく必要があるものです。</p> <p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における本審議会の答申^{※1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行わ</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>○ このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令でも原則は純粋な使用料とされているのですから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられません。</p> <p>○ 今回、大阪POI等のゲートウェイルータの更改にあたって、接続事業者は1ポートあたり5～7百万円に上る利用中止費を負担するとされています(総務省説明資料p17)。また、2021年4月に行われた東京POIのゲートウェイルータの更改では、接続事業者全体で概ね1億1400万円(1ポートあたり250万円程度)を負担したとみられます(2021年度接続料改定の際の総務省説明資料p19)。この利用中止</p>	<p>GWRの接続料算定方法についてご意見をいただいたことを踏まえ、パブリックコメントの提出がなされた団体様と複数回に渡り、協議を実施してきました。</p> <p>○ 現在、既にIPoE接続を行い接続料を負担されている事業者様からは、GWRの接続料算定方法について現行の方法を継続することのご要望をいただいている一方で、他の団体様からは、GWRの利用中止費については、本則とおり、すなわち、利用中止を要望した事業者様が個別に負担するのではなく、当該利用中止費は接続料原価に算入し、GWRを利用する事業者全体で負担すべきとのご意見をいただいたものの、現行の利用中止費の算定方法により生じている問題や見直しの必要性については協議において明らかになっていない状況です。</p> <p>○ 当社としては、前述のとおり、現行の算定方法により生じる問題や見直しの必要性について明らかとなっていないことや、算定方法の見直し要否について事業者様・団体様によって見解の相違があることに加え、利用中止に係る費用の支払いを当</p>	<p>れた要請^{*2}を受けて、NTT東日本・西日本において、算定方法の見直しについて、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を踏まえて検討し、総務省にその検討結果を昨年10月末に報告したものと承知しています。</p> <p>○ また、その報告内容は「接続料の算定等に関する研究会」に対して総務省から報告されたものと承知しており、今後、当該研究会において、本件に関する議論を進めることが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省及びNTT東日本・西日本においては、その議論の結果を踏まえ、必要な対応をとることが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>費はポートで按分されるならば、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は利用期間に対して高い利用中止費を支払うこととなります。また、このような「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時期に全事業者の同意が成立するとは限りません。</p> <p>○ 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になるだけでなく、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>該機能の利用を停止した事業者様に求める現行の算定方法は、費用の発生の様態に応じた負担となる点で接続料の原則に照らしても適切であることから、算定方法の見直しを行う状況にはないと考えており、2022年度に適用する接続料の申請においても附則第6項に基づく許可申請を行ったところです。</p> <p>○ GWRの更改等で生じる利用中止費については、その都度、利用期間の加味を含む費用負担の方法を事業者間協議によって決定し、同意いただいているものと認識していますが、仮に日本インターネットプロバイダー協会殿(以下、JAIPA殿といいます)のご要望のとおり、利用中止を要望した事業者様が個別に負担するのではなく、当該利用中止費を接続料原価に算入した場合、装置更改後に新たに接続を開始した事業者様にもその費用負担を求めることとなるため、新たに接続を開始する事業者様の負担が増大する可能性もあります。そのため、受益者負担の観点においては、更改に伴う利用中止に係る費用は更改前の装置を利用していた事業者様でご負担いただく方が適切であるとも</p>	<p>※1 令和3年5月28日付け情 郵審第24号</p> <p>※2 令和3年5月28日総基料 第124号</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>考えることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、直近3年間においても複数の接続事業者様が新たにIPoE接続を開始されていることも踏まえれば、当社としては現行の接続料の算定方法が新規参入の障壁になっているとのご指摘にはあたらないものと考えます。 ○ 当社としては、今後も、当該機能の接続料の算定方法の見直しを要望する事業者様・団体様とは継続して協議を実施し、ご要望内容の把握を行うとともに、既にIPoE接続を行っている事業者様・団体様を含め事業者間の合意が整えば、必要な対応を行っていく考えです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用中止費の金額算出方法の決定は、全接続事業者の合意の上、NTT東西との協議をもって決定されています。したがって必ずしもポート数に応じた利用中止費の発生が確定しているわけではなく、その費用は協議によって決定されることに留意すべきです。 ○ 接続事業者にとって各社が経済合理性に基づ 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>いた判断で合意ができる状況であり、仮定を積み重ねた推測に基づいたような状況は発生していません。新規参入事業者にとってもその状況に変わりはありません。</p> <p>(一般社団法人IPoE協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JAIPAの意見に賛同します。 ○ 特にIPoE方式のゲートウェイルータは、1台の同じ装置を複数の事業者で共用しており、個々の事業者の特別な要望で設置されているものではありません。ポート単位で利用中止があったとしても、他の事業者に転用することは容易であり、網改造料と同じ扱いをする必要はありません。 ○ 更改のときの利用中止費の点についても、利用期間にかかわらずポート割で利用中止費を負担するようになってしまえば、JAIPAの指摘のとおり、期間の途中で参入する事業者が利用期間に比して多額の利用中止費を負担することになり、新規参入のハードルとなります。 ○ そもそも網使用料化は研究会の議論を経て省令の改正で決まったことであり、経過措置はその際に 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>「本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる」ことに配慮して設けられたものです(2018年1月23日 接続料の算定に関する研究会 資料11-5 p8など). 少なくとも新規の装置について経過措置の適用を認めず, 法令を本則通り適用したとしても, 当事者の権利を不当に侵害することにはなりませんから, この経過措置の適用は直ちに解消すべきです.</p> <p>○ 仮にNTT東西に加えて現在設備を利用中の事業者全社が経過措置の継続を希望しているとしても, 新規参入を希望する事業者とは関係なく決まった話ですので, 少なくとも新規参入の事業者は経過措置でなく本則の条件で参入できるようにしていただきたいと思います.</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見12</p> <p>● これまで、現在卸でしか提供されていないNGN(フレッツ)のユーザ単位接続料の設定や、IPoEへの単県参入を要望してきたものの、NTT東日本・西日本からは、NGNの網構成を踏まえた具体的な実現方法を提案するように求められており、議論が進展していない。</p>	<p>再意見12</p> <p>■ 具体的な実現方法の提案まで求めたことはない。</p> <p>■ IPoE単県接続の要望に対しては、必要な機能要件を想定した上で、具体的な実現方式とその実現にあたって必要となる開発内容について説明してきた。</p> <p>■ 今後も、新たな機能提供に関する要望があった際</p>	<p>考え方12</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本においては、自らの網構成を踏まえた具体的かつ現実的な接続方法の案を提示することを要望。 ● また、総務省においては、上記に関する議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置の検討を行うよう要望。 	<p>には、その内容を確認した上で、実現の方策や必要な開発内容を検討する等、真摯に対応していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPoE方式において単県算入が実現すれば、ISP事業者の競争促進に繋がり、消費者にとってもメリットとなる。 		
<p>○ 当協会はこれまでも、現在卸でしか提供されていないNGN(フレッツ)のユーザ単位接続料の設定と、IPoEへの単県参入(全エリアでのサービス提供を条件とせず、1つの県域だけで接続に応じること)を要望してきましたが、NTT側からは「その具体的な実現方法を提案してほしい。」と求められています。しかしNGNの具体的な網構成などは協会や接続事業者は知り得ません。これら十分な情報を有しない協会や接続事業者はNTT側が求める「NGNの構成をふまえた具体的な要望」を提示できず、議論が進展していません。NGNを多くの事業者が接続により利用できることは、公正な競争の実現、ひいては消費者の利益につながるものであることから、これらの利用形態での接続料の設定に向け、NTT東西が自らの網構成をふまえた具体的かつ現実的な接続方法の案を速やかに提示する</p>	<p>○ NGNの具体的な網構成に関するご意見につきましては、JAIPA殿がご要望される内容の実現可否や開発内容、提供条件等の検討にあたり、当社IP通信網との接続により実現したい具体的な内容や機能要件についての提示をお願いすることはあっても、具体的な実現方法の提案までこれまで求めているところでは、</p> <p>○ 現に、団体協議の中でIPoE単県接続のご要望をいただいた際には、当社で必要な機能要件を想定した上で、当社より具体的な実現方式とその実現にあたって必要となる開発内容について検討の上、ご説明してきたところです。</p> <p>○ 今後とも新たな機能提供に関するご要望等をいただいた際には、協議にて丁寧にご要望の内容を伺った上で、当社においても実現の方策や必要な開発内容を検討する等、真摯に対応していく考え</p>	<p>○ ユーザ単位接続料の設定や単県でのIPoE接続の利用等について、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者との個別協議・団体協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ことを要望します。また総務省においては、議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置を検討されるようお願いいたします。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>です。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ IPoE方式の利用において、地域系ISPが単県で参入できるようになれば、現在のPPPoE方式のように多くのISP事業者の競争が行われることで、消費者のメリットにもつながります。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見13</p> <p>● 主要なインターネット通信の県間接続についても、利用の不可避性があることは明らかであり、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行い、水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 当協会がこれまでも主張している通り、主要なインターネット通信の県間接続についても電話の接続機能と同様に利用の不可避性が存在していることが明らかであるから、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行うことで水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>		<p>○ 県間通信用設備については、情報通信審議会からの答申※において、IP音声接続・IPoE接続に用いられるものについて、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当と</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>されているものと承知しています。</p> <p>○ 総務省においては、この趣旨を踏まえ、今後制度的な検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>※ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて ～ 最終答申」(令和3年9月1日)</p>	
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネットのトラヒックが拡大している状況であり、網終端装置の増設基準は、年々改定され緩和されるべき。 ● しかし、網終端装置の標準の増設基準は2018年の改定後一度も改定されておらず、場所と時間によっては網終端装置等においてトラヒックがひっ迫するなどの問題が発生している。また、事業者によっては全体の品質を一定程度下げ、輻輳を回避せざるを得ない状況に陥っている。 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 網終端装置の増設基準は、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、トラヒックの増加への対応として、これまでも、様々な取り組みを進めてきた。 ■ 近年は、中堅・大手事業者の多くがIPoE接続に移行しているものと承知。また、PPPoE接続についても、多くの事業者が10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置を利用しており、ピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にある。 	<p>考え方14</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● そのため、増設基準については、合理的な手法で自動的に改定する仕組みを両者で合意するのが最善策であり、速やかにトラフィックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要。</p>	<p>■ これらを踏まえれば、現行の増設基準は一定の合理性があり、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはない。また、あらかじめ増設基準見直しのルールを固定的に定めておくことは不適切。</p> <p>■ 今後もインターネット接続全体の状況を踏まえ、ISP事業者と継続して協議の上、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく。</p>		
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、在宅勤務や遠隔教育などインターネット利用の拡大が一層進展し、インターネットのトラフィックが前年同月比で、25%拡大している状況においては、1契約者当たりの速度に大きな影響を及ぼすボトルネックである網終端装置の増設基準は、年々改定され緩和されるべきと考えます。</p> <p>○ しかしながら、網終端装置の標準の増設基準は2018年の改定後、3年間にわたって一度も改定されていません。この間、インターネットのトラフィックは1.91倍に増えています。その結果、場所により夜間のピーク時などにおいて網終端装置等においてトラフィックがひっ迫し、利用者環境においてインターネットの速度が極端に遅くなるなどの問題が発生しています。また、事業者によっては網終端装</p>	<p>○ 当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の見直しや「地域事業者向けメニュー」及び10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供など、様々な取り組みを進めてきたところです。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、インターネットトラフィックはこれまで以上に増加してきている状況の中、近年は中堅・大手事業者様の多くが、PPPoE方式だけでなく、自らIPoE接続事業者様として当社と接続するほか、他のIPoE接続事業者様とローミング接続する形態を含め、IPoE方式の移行を推進されているものと承知しています。現にIPoE方式におけるトラフィック増</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インターネットトラフィックが増加するとともに、対面による接触を前提としない「新たな日常」において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等が不可欠な役割を担う現在の状況においては、利用者にとって円滑なインターネットサービスを提供できるような環境を整備することが、これまで以上に重要になっていると考えます。</p> <p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>置の手前に帯域制御装置を設置して全体の品質（ユーザ辺りトラヒックに上限を設ける等）を一定程度下げ、輻輳を回避せざるを得ない状況に陥っています。このような状況は不要なコストを要するだけでなく、インターネットのトラヒックの伸びを強制的に抑え込むため、インターネット環境の継続的な発展にとっては非常に大きな課題です。</p> <p>○ そのため、基本的には通常増設基準について前回基準改定（本研究会第2次報告書にある、平成30年6月1日に行われた一律20%の引き下げ）を元に合理的な手法で自動的に改定する仕組みを両方で合意するのが最善の策だと思います。また、速やかにトラヒックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要です。</p> <p>（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会）</p>	<p>加は2020年9月から2021年9月にかけて1.49倍と顕著である一方、PPPoE方式のトラヒックは2020年9月から2021年9月にかけて1.04倍に留まっているところです。</p> <p>○ また、PPPoE接続についても、この状況の中、中堅・大手事業者様は前述のIPoE方式への移行と併せ、2020年より新たに提供を開始した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご活用いただいております。全体としてピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。（2020年9月時点 81.6% 2021年3月時点 74.6% 2021年9月時点 70.3%）。</p> <p>○ 同様に地域事業者様におきましても、多くの事業者様が地域事業者向けメニューのご活用により10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご利用されており、ピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。（2020年9月時点 37.6% 2021年3月時点 16.9% 2021年9月時点 13.8%）</p> <p>○ これら帯域使用率等の状況や、当社の増設基準についての考え方については、これまでもJAIPA殿</p>	<p>における本審議会の答申^{※1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{※2}を受けて、「円滑なインターネット接続の観点から増設基準が妥当であるか、また増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるための情報開示や説明の状況」について、NTT東日本・西日本から総務省に対し、昨年10月末に報告があったものと承知しています。</p> <p>○ また、その報告内容は「接続料の算定等に関する研究会」に対して総務省から報告されたものと承知しており、今後、当該研究会において、本件に関する議論を進めることが必要と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>との複数回に渡る団体協議の中で丁寧にご説明してきたところであり、その団体協議の中で、地域事業者様より近隣県へのサービス提供等のため、地域事業者向けメニューの増設基準の見直しを求める意見を受領したことから、地域事業者向けメニューの適用基準を網終端装置のIF帯域の合計が60 Gbit/sまでの台数とする見直しをご提案しており、2022年3月より見直し後の基準にて運用を開始することとしています。</p> <p>○ また、当社はこれまでも、網終端装置を流れるトラヒックについて、トラヒックレポートシステムによるISP事業者様への5分間毎のデータ提供を実施し、事業者様の予見性確保に努めるとともに、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。</p> <p>○ 以上のとおり、トラヒックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータにより算出した帯域使用率について、前述のとおり改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社として</p>	<p>○ 総務省及びNTT東日本・西日本においては、その議論の結果を踏まえ、必要な対応をとることが適切と考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本においては、上記の議論を待たず、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、NGNにおけるインターネットトラヒック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適切と考えます。</p> <p>※1 令和3年5月28日付け情 郵審第24号</p> <p>※2 令和3年5月28日総基料 第124号</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>は、現行の増設基準は一定の合理性があるものと考えており、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはないと考えます。</p> <p>○ また、当社としては、インターネット接続全体の状況や網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況だけでなく、装置毎の帯域の使用状況や収容セッション数の傾向等も勘案の上、網終端装置の増設基準を設けているところですが、アフターコロナ時代の社会情勢も含めこの先のインターネットトラフィック動向も不透明なことを踏まえれば、予め増設基準見直しのルールを固定的に定めておくことは適切ではないと考えます。</p> <p>○ 今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのお困り事を伺いながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の見直しや「地域事業者向けメニュー」及び10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供など、様々な取り組みを進めてきたところです。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、インターネットトラフィックはこれまで以上に増加してきている状況の中、近年は中堅・大手事業者様の多くが、PPPoE方式だけでなく、自らIPoE接続事業者様として当社と接続するほか、他のIPoE接続事業者様とローミング接続する形態を含め、IPoE方式の移行を推進されているものと承知しています。現にIPoE方式におけるトラフィック増加は2020年9月から2021年9月にかけて1.61倍と顕著である一方、PPPoE方式のトラフィックは2020年9月から2021年9月にかけて0.97倍と微減しているところです。</p> <p>○ また、PPPoE接続についても、この状況の中、中</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>堅・大手事業者様は前述のIPoE方式への移行と併せ、2020年より新たに提供を開始した10 Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご活用いただいております、全体としてピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。(2020年9月時点 77.7% 2021年3月時点 68.1% 2021年9月時点 56.9%)。</p> <p>○ 同様に地域事業者様におきましても、多くの事業者様が地域事業者向けメニューのご活用により10 Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご利用されており、ピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。(2020年9月時点 53.9% 2021年3月時点 38.8% 2021年9月時点 33.6%)</p> <p>○ これら帯域使用率等の状況や、当社の増設基準についての考え方については、これまでもJAIPA殿との複数回に渡る団体協議の中で丁寧にご説明してきたところであり、その団体協議の中で、地域事業者様より近隣県へのサービス提供等のため、地域事業者向けメニューの増設基準の見直しを求め意見を受領したことから、地域事業者向けメニュー</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>一の適用基準を網終端装置のIF帯域の合計が60 Gbit/sまでの台数とする見直しをご提案しており、2022年3月より見直し後の基準にて運用を開始することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、当社はこれまでも、網終端装置を流れるトラフィックについて、トラフィックレポートシステムによるISP事業者様への5分間毎のデータ提供を実施し、事業者様の予見性確保に努めるとともに、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。 ○ 以上のとおり、トラフィックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータにより算出した帯域使用率について、前述のとおり改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社としては、現行の増設基準は一定の合理性があるものと考えており、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはないと考えます。 ○ また、当社としては、インターネット接続全体の状況や網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒッ 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>クの状況だけでなく、装置毎の帯域の使用状況や収容セッション数の傾向等も勘案の上、網終端装置の増設基準を設けているところですが、アフターコロナ時代の社会情勢も含めこの先のインターネットトラフィック動向も不透明なことを踏まえれば、予め増設基準見直しのルールを固定的に定めておくことは適切ではないと考えます。</p> <p>○ 今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのお困り事を伺いながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見15</p> <p>● PPPoE方式の網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースから、トラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要。</p>	<p>再意見15</p> <p>■ 帯域利用率の改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、現行の増設基準は一定の合理性があり、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはない。</p> <p>● NGNは接続事業者間で共有する接続に必要不可</p>	<p>考え方15</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>欠なネットワークであり、NGNの網内輻輳状況の可視化を要望。</p> <p>● 賛同意見(1者)</p>		
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。PPPoEでサービスを提供する事業者にとって、10Gbpsの網終端装置(E型)はトラフィック増への対応に有効であるものの、その増設基準は1万6千セッションごとに1台であり、1ユーザあたりの帯域が約625kbpsと、NTT東日本ではC-20型(新規受付終了予定)、西日本ではB型と同程度にすぎません。現状のトラフィック増加の状況をみればこの増設基準で十分でなく、利用者が円滑にインターネットを利用できないことは明らかです。</p> <p>○ 従前より当協会が主張している通り、PPPoEの網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースの増設から多くの通信事業者が採用するトラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要です。なお、増設基準はあくまでも事業者がNTT東西に対して増設を要望するための必要条件です。事業者</p>	<p>○ ご指摘いただいている1ユーザあたりの帯域は、増設基準のセッション数で全てのセッションが同時に通信を行った場合における理論上の数値であり、実際のユーザあたりの帯域とは乖離があることが一般的と考えます。</p> <p>○ また、実際の帯域については、前述のとおり、地域・中堅・大手事業者様ともに全体としてピークトラフィック時における帯域使用率は改善傾向にあります。</p> <p>○ トラフィックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータより算出した帯域使用率について、前述のとおり改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社としては、現行の増設基準は一定の合理性があるものと考えており、トラフィック基準を含めて直ちに直視が必要ない状況にはないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 本件に係る考え方は、考え方14で示したとおりです。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>も不要なコスト負担を避けるため、増設基準の改定によりNTT東西が指摘するような不要な増設が促進されるわけではありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 10Gbpsの網終端装置の導入等により網終端装置の輻輳については一定の解決策が講じられてきていますが、NGN網内の品質は可視化されておられません。NGNが接続事業者間で共有する接続に必要な不可欠なネットワークである以上、NGNにつきましても網内輻輳状況の可視化(情報開示)を実施いただきたいと思います。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ JAIPAの意見に賛同します。</p> <p>○ 各ISP事業者はトラフィックの増加に伴って設備を増強しているのであり、NGNの網内も同様だと思います。もちろん網終端装置も同様に、トラフィックの増加に伴って、NTT東西の負担で増強すべき装置です。</p> <p>○ 網終端装置の増設に伴い、自社設備の増強にも多大なコストがかかります。JAIPAの指摘通り、増設基準を緩和・撤廃したとしても、不必要な増設をISP事業者が求めることは考えられません。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
意見16	再意見16	考え方16	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 1台300ユーザ程度でも十分な利用率に達している事例もあるため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要。 ● さらに、根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数(セッション数)ベースの増設基準からトラヒックベースの増設基準に移行することが必要。 ● 総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われることを要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 帯域使用率の改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、現行の増設基準は一定の合理性があり、トラヒック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはない。 ■ 必要な網終端装置の増設が行えていない実態があれば、ISP事業者からの具体的なトラヒックデータの提示を受けた上で、改善に向けた協議を進めたい。 		
<p>○ 小規模事業者への特例については一般化することにより、当面の増設基準の改定を回避するという手段もあります。当協会の会員事業者の事例では1台(1Gbps)300ユーザ程度でも十分な利用率に達しているため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要です。しかしながら根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数(セッション数)ベースの増設基準からトラヒックベースの増設基準に移行する必要があります。利用状況は急速に変化しているため、総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われるよう要望します。</p>	<p>○ 前述のとおり、トラヒックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータより算出した帯域使用率について、改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社としては、トラヒック基準を含め、現行の増設基準は直ちに見直しが必要な状況にはないと考えます。</p> <p>○ また、当社としてはこれまでも、網終端装置を流れるトラヒックについては、トラヒックレポートシステムによるISP事業者様への5分間毎のデータ提供や、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、前述のとおり10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところですが、</p>	<p>○ 本件に係る考え方は、考え方14で示したとおりです。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	<p>「300ユーザ程度でも十分な利用率に達している」とのご指摘については、これまでもパブリックコメント及び団体協議の中で当社より申し上げたとおり、必要な網終端装置の増設が行えていないような実態があれば、ISP事業者様より具体的なトラフィックデータをご提示いただき、改善に向けた協議を進めさせていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県でのトラフィック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望。 ● まだ使用できる網終端装置が大手のISPで不要となった場合などに、中小の事業者では当面のトラフィック対策に使える場合も考えられることから、事業者間での転用を容易に行える制度にすることを要望。 ● PPPoE方式における網終端装置のインタフェース部分は網使用料が設定されるべき。 	<p>再意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまでも、網終端装置の保持状況等に応じて利用可能な転用物品があった場合には再利用を行ってきた。 ■ 加えて、網終端装置の網改造料については、転用物品における償却済みの価格を反映した一律の料金とすることで効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保している。 ■ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般の要望については、まずは協議にてその内容を聞き取るとともに、他の事業者の意見も踏まえ、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく。 ■ なお、ISP事業者の要望に応じて網終端装置の転用を行うことは、慎重に検討する必要がある。 	考え方17	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 網終端装置の償却期間(最低利用期間)は9年とされているところ、例えばA県で使っていた網終端装置をB県に移設して使いたいといった要望が会員事業者から出ています。しかしNTT東西はこのような要望に応じておらず、結局A県でまだ使える装置の利用中止費(未償却残高)を一括で支払った上で、新たにB県において装置を新設し、再度装置費用の全額(9年分)の費用負担をすることが必要になっています。</p> <p>○ 10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県では当面のトラヒック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望します。</p> <p>○ そもそも、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきです。適切なトラヒックベースの増設基準と全面的な網使用料化によって、これまで長期間議論してきたNGNの網区間におけるトラヒック輻輳問題は根本的に解決すると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 当社はこれまでも、網終端装置の保持状況等に応じて利用可能な転用物品があった場合には再利用を行ってきているところです。転用可能な網終端装置をISP事業者様が利用中止する場合は、未償却残高から転用物品価額を除外した料金を利用中止費としており、転用を行わない場合と比べて低額な費用負担となっています。</p> <p>○ 加えて、網終端装置の網改造料については、新規物品・転用物品のいずれを用いて設置するかは当該装置の保持状況等によるため、新規物品と転用物品の利用事業者様とで負担額の差が生じないようにする観点から、転用物品における償却済みの価格を反映した一律の料金とすることで効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保しています。</p> <p>○ なお、お申込みいただいた時点で転用物品を保持している場合には、ISP事業者様の区別なく、転用物品を用いて設置を行う運用とすることでコスト低減に努めています。今後も、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入の影響等により、利用中止された網終端装置について、当該装</p>	<p>○ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱い、移転の仕組みの検討等については、関係事業者・団体において具体的な協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて制度的な対応を含めて検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 10Gbpsの網終端装置の導入やIPoEの普及に合わせて、例えばまだ使える装置が大手のISPで不要となった場合などに、中小の事業者では当面のトラフィック対策に使える場合も考えられることから、事業者間での転用を容易に行える制度にすることを要望します。これにより、早期に利用中止する事業者には利用中止費の軽減と、利用中止された設備を引き受ける事業者では、新規設備の最低利用期間である9年間より短い期間での設備計画が可能になります。</p> <p>○ なお、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきと考えます。(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>置が転用可能と当社が判断した場合には、その状況を反映した網改造料を適用する考えです。</p> <p>○ これらの網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般ご意見いただいたご要望については、他の利用事業者様のご意見も頂戴しながら、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく考えです。</p> <p>○ なお、ISP事業者様のご要望に応じて網終端装置の転用を行うことについては、前述の既存の設備運用や費用負担の仕組みに及ぼす影響や、各ISP事業者様の申込に基づき数多くある網終端装置を移転、再利用するような新たな運用の実現可能性や減価償却の状況を把握するための仕組み等を含め、慎重に検討する必要があると考えます (NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見18</p> <p>● 昨年5月にシステム改修に伴うトラブルのあったNTT西日本のみならず、NTT東日本においても慢性的にFTTHの新設や変更に伴う工事にかかる日数が長期化している。</p>	<p>再意見18</p> <p>■ NTT西日本においてシステムメンテナンスに伴う光サービス工事等の長期間の遅れが生じたことについては改めてお詫び申し上げます(NTT西日本のみ)。</p>	<p>考え方18</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 工事にかかるリソースを手厚く手配し、顧客のニーズに迅速に対応できる体制を整えるべき。</p>	<p>■ 昨今、5Gのエリア拡大に伴う基地局展開やリモートワーク促進等により光ファイバの需要が増加している等の影響により、開通までに長期間を要するケースが発生している。</p> <p>■ 開通工事に必要な人員の採用・育成には相応のコスト・期間がかかるものの、開通までの期間短縮に向けて引き続き各種改善に取り組んでいく。</p> <p>● 工事が大きく遅延する場合には、接続事業者への影響が大きいため、可及的速やかな対策が必要であり、NTT東日本・西日本から総務省に対して行われた報告の内容も踏まえ、包括的に議論すべき。</p>		
<p>○ 昨年5月にシステム改修に伴うトラブルのあったNTT西日本のみならず、NTT東日本においても慢性的にFTTHの新設や変更に伴う工事にかかる日数が新型コロナウイルス感染症が拡大する以前に比べ大幅に伸びています。NTT持ち株が昨年12月までの9か月間決算において最終利益が過去最高を記録するなか、FTTHの工事にかかるリソースをもっと手厚く手配し顧客のニーズに迅速に対応できる体制を整えることが求められます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 当社のシステムメンテナンスに伴う光サービス工事等の長期間の遅れについては事業者様に多大なご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ これまで、当社は開通までの期間短縮に向け、申込時に開通工事日を即時取得できる手続きや稼働逼迫エリアへの稼働支援、需要見込みに基づく計画的な設備構築等を検討、実施してきたところです。</p> <p>○ 昨今、これまでの光ファイバ利用に加えて5Gの</p>	<p>○ 加入光ファイバ等の提供納期の遅延については、接続事業者やISP事業者等のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えます。</p> <p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における本審議会の答申^{*1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{*2}を受けて、工事</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>エリア拡大に伴う基地局展開やリモートワーク促進等により光ファイバの需要が増加している等の影響により、開通までに長期間を要するケースが発生しています。</p> <p>○ 工事に係るリソースの拡大については、開通工事に必要なスキルを持つ人員の採用・育成には相応のコスト・期間がかかるものの、接続事業者様の需要に最大限対応していけるように開通までの期間短縮に向けて引き続き各種改善に取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 情報通信行政・郵政行政審議会答申書(令和3年5月28日)においてNTT東西殿に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省殿に報告することが要請されました。</p> <p>○ 当該要請によるNTT東西殿の報告内容については、現時点では公表されておらず、遅延の要因・</p>	<p>遅延の実態及び理由等について、昨年9月末に、NTT東日本・西日本から総務省に対して報告されたものと承知しています。</p> <p>○ また、その報告内容は「接続料の算定等に関する研究会」に対して総務省から報告されたものと承知しており、今後、当該研究会において、本件に関する議論を進めることが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省及びNTT東日本・西日本においては、その議論の結果を踏まえ、必要な対応をとることが適切と考えます。</p> <p>※1 令和3年5月28日付け情郵審第24号</p> <p>※2 令和3年8月27日総基料</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>改善ための取り組みなどについても議論がなされていない状況ですが、各接続メニューにおいてNTT東西殿接続約款に規定の標準的対応時期から大きく遅延する場合は、接続メニューを利用しビジネスを展開する各接続事業者への影響が大きく、可及的速やかな対策が必要であると考えます。</p> <p>○ NTT東西殿の報告内容を踏まえつつ例えば以下のような論点等について、接続料の算定等に関する研究会等において包括的に議論すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遅延発生を予防するための取り組み ・ 遅延発生時に遅延を早期解消するための取り組み ・ 接続事業者の予見性確保のため、遅延発生の可能性や遅延発生時の解消目途等の情報公開（例えばエリアごとの遅延状況を、NTT東西殿の公開情報ホームページ等に開示する） <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	第201号	
<p>意見19 ▲ 光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなると</p>	再意見19	考え方19	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>いう詐欺行為を防止すべき。</p> <p>▲ また、光回線事業者は利用者から不適正と思われる「適正水準」の料金体系にするべき。</p> <p>▲ しかし、シェアアクセス方式に係る接続料は大幅に引き下げられているにもかかわらず、各事業者の基本料金改定はほとんど行われておらず、むしろ、携帯やガスとのセット契約において支払われるキャッシュバック金額が高騰している。</p>			
<p>○ 光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなるという詐欺行為が多発しています。</p> <p>○ これはNTT・KDDI・Softbank・so-net等の光回線事業者の通信サービス料金が適正でない事と、NTTが光回線での光電話単独契約を行っていない為、インターネットが必要でないが電話回線は今でも使用する高齢世帯や小規模事業所向けの契約者が悪質な電話勧誘や訪問営業に騙された結果多発している詐欺である。</p> <p>○ 固定費が高いアナログ回線の廃止は絶対に必要であるが、アナログ回線に戻されるとサービス維持の為にアナログ回線の廃止が遅れ結果的にコスト高になってしまう。</p> <p>○ NTTは現在のアナログ回線料金水準の光回線</p>		<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>利用の固定電話サービスの提供し率先して「アナログ戻し」という詐欺を潰す義務があります。</p> <p>○ また、NTT・KDDI・Softbank・so-net等の光回線事業者は利用者から不適正と思われない「適正水準」の料金体系にするべきであり、最も効果的なのは光回線基本料金の値下げである。</p> <p>○ シェアドアクセス方式に係る接続料の推移をみればわかるが、主端末回線に1芯線あたり2ユーザ及び4ユーザ収容した場合の平成28年度から令和4年度までの推移はが1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料はいずれも大幅引き下げられているが、各事業者の基本料金改定はほとんど行われてない。</p> <p>○ むしろ、携帯回線・提携新電力やガスとのセット契約において支払われるキャッシュバック金額が近年異常に高騰している傾向にあり、キャッシュバック目的で頻繁に契約事業者を変更する「イナゴ」の様な不適正なユーザー獲得にかかるコストを、ほとんど契約事業者を変更しないまともなユーザーが負担している非常にいびつな市場構造を助長している。</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ この構造は長年キャッシュバック用の販売インセンティブ金目的で高齢者やインターネットをあまり必要としない層を騙して契約させる悪質な電話勧誘代理店と訪問営業業者を放置してきた総務省にも責任がある。</p> <p>○ この完全に犯罪と言っていい構造を完全に潰す為に、菅義偉政権で行われた携帯電話事業者への料金改革を「光回線」事業者にも適応しキャッシュバック用の販売インセンティブ金に依存している電話勧誘代理店と訪問営業業者を殲滅するべきである。</p> <p>参考情報 国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211209_1.html</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見20</p> <p>▲ テレワークの推進のため、通信サービス料金の低減が必要。</p> <p>▲ 加入光ファイバ接続料の低減は、通信料金の原価低減につながるため、より大幅値引きが可能となる施策が必要である。</p>	再意見20	考え方20	
<p>○ 今後、テレワークの推進を見据えた場合、通信サ</p>		○ いただいた御意見も参考	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ービス料金の低減は必要であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ下の感染拡大防止では、テレワークによる勤労者及び就学者の通勤・通学・会社・学校での接触が消滅した事による効果も大きいと考えられる。 ○ テレワーク・オンライン授業の適正が高いデスクワークの職種・学校でも未導入企業・学校が存在する。 ○ 通信サービスの料金が低減され、交通費の支給費用及び一定数の企業が会社の近接地域に住ませる為に支払う家賃補助を通信サービスの料金が下回ると経済的合理性からテレワークが自然と普及する事になる。 ○ テレワーク・オンライン授業の普及は都心部の過密解消だけでなく、近年居住者が減少し空き家が増加する郊外地域の居住者数増加による空き家が増加の抑制も見込め、通信事業者には営業係数が赤字になりやすい郊外地域での固定回線の加入率向上で逆ザヤの解消も見込める。 ○ 加入光ファイバ接続料の低減は通信料金の原価低減につながる為、より大幅値引きが可能になる 		<p>に、今後も引き続き、接続約款の変更認可のプロセス等を通じて、接続料の適正性を確保していくことが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>施策が必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まあ、企業にも年末の感染拡大が予想された時期に納会・新年会等集まりたがる馬鹿をやるのも居るが。 ○ この手の企業は集まりたがる事で酒の席での一種の同町圧力で罪悪感を植え付け経営陣に向かって文句を言いにくくする雰囲気を作り出したい、それに同調した連中の一体感で自社のブラック労働状況を無かったことにさせたいとかという意図があるものだが。 ○ まあ、それで実際感染者出してるし、それを言いふらすなという箝口令だしてるのも末期だが。 <p>(個人A)</p>			
<p>意見21 ▲ 加入光ファイバ接続料の値下げを行うため、通信事業者が行っている「不当広告」を止めさせるべき。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の接続料値下げを行う為に通信会社が行っている「不当広告」を止めさせるべき。 ○ NTT・KDDI・Softbank・So-net・CATV事業者で横行している景表法違反でプラスワン・マーケティング 		<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>グを処分した根拠のない表示をした自社サービスが優位なような表記広告が平然と行われている。</p> <p>○ これ等は既に消費者から根拠のない詐欺広告と見抜かれており、通信会社が莫大な広告費を打つても大した顧客獲得効果は無い。</p> <p>○ それよりもこんなゴミ以下の広告を出す費用を削減すれば光回線の回線料金に一部転嫁されている営業費用分、NTT・KDDI・Softbank・So-net傘下や提携プロバイダ料金分を下げる事が可能となる。</p> <p>○ 分かりやすい例 広告で以下に該当する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計についての記載がない。 ・母集団の構成比がゆがんでいる(若い人に受けている商品なら、構成比を若い方を多くするような操作が可能) ・2位との間に有意な差がない。 ・とにかくカテゴリーを細分化して、無理やり1位になれる商品カテゴリーを作る。 <p>https://www.nuro.jp/contents/voice/</p> <p>https://kddi-hikari.com/</p> <p>https://www.softbank.jp/ybb/special/sbhikari-</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p> 01/?utm_source=gkt&utm_medium=cpc&utm_campaign=fy19_hikari&utm_content=2_4_1_00328&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EHiCKIfH8fpM_2ITJoXPmWc6S586VB-6ld-xokiq5Vf0b-vKtd9XYaAp4_EALw_wcB https://east.hikari-n.jp/?pattern=1422&ac_source=google&ac_medium=cpc&ac_campaignid=9213946461&ac_adgroupid=98666618092&ac_targetid=kwd-1621937145&ac_creativeid=482083381654&ac_addvice=c&ac_lp=https://east.hikari-n.jp/&ac_term=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&ac_matchtype=e&ac_position=&ac_network=g&ac_campaign=p01&ac_group=001&fdid=5804&network=google_g&placement=&keyword=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&device=&pu=choice&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EDwO_sv-uljwFRuQB_kgOGVHFPNiS2buVdP7WKtbPtdB83Z_CxbAaAilfEALw_wcB&id=yes No1商法ではないが容易に偽アカウントを作って </p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>「自作自演」が可能なTwitterを用いて「他社のサービスを酷評して自社サービスへ誘導する広告」はより悪質で最優先で排除されるべきである。</p> <p>https://ieagent.jp/liveli/jcom-sokudo https://web.archive.org/web/20220204221948/https://ieagent.jp/liveli/jcom-sokudo</p> <p>「No.1商法」に業界団体が抗議状 市場調査でやらせ横行...「社会的信頼を損なう」「看過できない」危機感あらわ</p> <p>https://www.j-cast.com/2022/02/03430291.html</p> <p>消費者庁、プラスワン・マーケティングに課徴金 「FREETEL」運営時、「業界最速」など不当表示</p> <p>https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1803/26/news081.html</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見22 ▲ 「価格圧搾による不当な競争」とは何か。価格圧搾された方が、利用料金の抑制に繋がって良いのではないか。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 「接続料と利用者料金に関する確認の結果」資料において、「第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者と</p>		<p>○ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供するサービスの利用</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないか」と記載されていますが、この「価格圧搾による不当な競争」ってどういう意味なんですか？誰が誰の価格(利益)を圧搾して不当な競争になるんでしょう？</p> <p>○ 逆に価格圧搾した方が利用料金の抑制に繋がっていいのではないのでしょうか？</p> <p>(個人B)</p>		<p>者料金と、そのサービスの提供に用いられる機能の接続料総額との関係について、その水準の差が過度に近接したり、接続料総額的水準が利用者料金のそれを上回ったりしている場合には、価格圧搾により、接続料を支払って接続事業者がサービス提供を行うことを事実上阻害し、不当な競争を引き起こすおそれがあります。</p> <p>○ また、仮に、価格圧搾の結果、一時的に利用者料金が低廉化したとしても、接続事業者のサービス提供が困難となって市場における競争が働かなくなり、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供するサービスの利用者料金が高騰するおそれもあります。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		○ そのような事態が生じないよう、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」に基づき、検証が行われているものです。	
	再意見23 ▲:意見提出期間が14日間の理由如何。	考え方23	
	○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？ (個人C)	○ 本件は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、任意の意見募集として実施するものです。 ○ 「第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可」については、本審議会の規則において、意見募集を2回実施することとなっておりますが、1回目の意見募集は行政手続法第39条第3項と同様に、30日以上の間を設けたところです。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>○ 今回実施している2回目の意見募集については、1回目の意見募集で提出された意見に対する意見を募集するものであり、これまでも2週間の意見提出期間としてきていること等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。</p>	
	<p>再意見24 ▲ 著作権侵害を行う違法なサイトに掲載されている広告等にかかる広告費用等が、加入光ファイバの接続料金や電気通信事業者の各種料金に含まれていないか精査すべき。</p>	<p>考え方24</p>	
	<p>○ 近年、漫画村等の違法サイトに堂々と国内大手企業の広告が出稿され、著作権侵害行為に大手企業が間接的に加担する行為が多々行われてきました。</p> <p>○ このような違法行為に大手企業が手を染める背景には嘘の広告効果を例示・掲載先が違法サイトであることを隠し企業側から広告宣伝費を騙し取る悪徳広告代理店と、大手企業の広告営業担当者</p>	<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>に適当なでっち上げ資料を提示すれば経営上層部を騙せ業閲覧PV数だけ高い違法サイトの例を出して効果が上がってるように見せかけられるという行為が蔓延しているのが合わせり、それらの中で広告効果が上がてるように一番見せかけやすい違法サイトへの広告出稿が使われている。</p> <p>○ かつて存在した著作権侵害サイト、児童ポルノサイトにも多くの日本企業の広告が存在し、そこにはNTT・KDDI・Softbank・So-net・CATV事業者の通信サービス及び系列企業が運営するサブスクリプションサービスの広告が多数掲載されていたことを覚えております。</p> <p>○ 営業行為と言い張り、このような社会への害を振りまく行為を再三注意しても止めない理由は何でしょうか？</p> <p>○ また、これ等にかかる広告営業コストが東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提示する加入光ファイバに係る接続料改定等の料金やNTT傘下のプロバイダ・KDDI・Softbank・So-net・CATV事業者の各種料金に含まれていないかという事を徹底的に精査し含まれているので</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>あれば営業部門の完全入れ替えによる清浄と関与していた広告代理店を排除するという「正常化」を行って頂きたい。</p> <p>「ネタバレ投稿」どこから違法？ 広告主に責任はグレーゾーンに迫る https://www.jiji.com/jc/v8?id=202202netabare-team</p> <p>「漫画村」を“ほう助”した広告代理店「エムエムラボ」「グローバルネット」に1100万円の賠償判決、『魔法先生ネギま！』の赤松健さんが提訴 https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2112/21/news137.html</p> <p>「漫画村」騒動で問われる、日本のネット広告業界の倫理基準 https://digiday.jp/brands/manga-mura-internet-advertisement-literacy/</p> <p>2012年に摘発された世界最大の著作権侵害・児童ポルノサイトをFBIが摘発（日本企業の広告が大量に掲載されていた） https://gigazine.net/news/20120120-</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	megaupload-shut-down/ (個人A)		
	再意見25 ▲ 接続料金が適正なレベルになれば良いが、一般人にとって、今回の資料を読み込むのは難儀であり、結局どうしようとしているのか、接続料はどうなっていくのか、簡潔な説明を要望。	考え方25	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料金が適正なレベルになればいいのですが、一般人にとって、今回の資料を読み込むのは難儀です。 ○ 結局どうしようとしているのか、接続料はどうなっていくのか、簡潔に説明をお願いします。 (個人B)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続約款の変更認可のプロセスは、NTT東日本・西日本が設定する接続料が適正な水準であること等を担保することを目的としています。 ○ 今回申請された接続料について、例えば、加入光ファイバ接続料は、前年度(令和3年度)適用接続料から低減しています。 ○ そのほかの接続料も、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして算定されているものと認められます。 	無